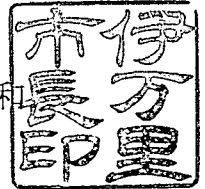


伊 防 第 145号
平成29年11月21日

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 様
プルサーマルと佐賀県の100年を考える会 様
玄海原発反対からつ事務所 様

伊万里市長 塚 部 芳 和



安定ヨウ素剤の全市民への事前配布についての要請・質問書に対する回答について

2017年9月28日付けで要請・質問のあったこのことについて、別紙のとおり、回答します。

1. 要請事項

- (1) 安定ヨウ素剤の全市民への事前配布を求めます。
- (2) 安定ヨウ素剤の必要性等について、市民説明会の開催を求めます。

【回答】

- (1) 安定ヨウ素剤の事前配布は、国が示す原子力災害対策指針等の法令に基づき対応していくこととなります。

指針等では、5 kmから30 km圏内については、全面緊急事態に至った場合でも、直ちに避難するのではなく、まず屋内退避を実施し、その後、原子力施設の状況や空間放射線量率などに応じ、避難などの防護措置を講ずることとされており、また、同圏内の安定ヨウ素剤については、市の庁舎や学校などに備蓄し、服用が必要なときに緊急配布を行うこととされています。

なお、指針等において許容されている高齢者や要支援者など緊急時に受け取りが困難と考えられる市民に対する事前配布については、佐賀県と玄海町、唐津市、伊万里市において協議を行い、来年1月に希望する方に対し事前配布することで進めています。

- (2) 安定ヨウ素剤については、佐賀県において毎年全戸配布されている「原子力防災のてびき」や広報いまり、原子力防災訓練などを通じて周知をしています。「原子力防災のてびき」については、広報いまり1月号とあわせて、市内全戸に配布される予定です。

2. 質問事項

- (1) 「吸入前の24時間以内」について市はどうやって知ることができますか。
- (2) いつ誰が服用の判断・指示を出し、市民にどのように伝えるのか、分かりやすく教えてください。
- (3) 「配布・服用に当たって」では「国から指示を受けることができない不測の事態の場合等には、地方公共団体が服用の判断を行うことも可能である」と記載されています。不測の事態で、国の指示が来ない時には市として服用の判断・指示をしますか。
- (4) 屋内退避している間や、避難指示が出てから緊急配布場所（集合場所、避難経路上、離島診療所、小中学校等）へ行くまでの間に市民が被ばくしないという、具体的な納得のいく説明をしてください。

- (5) 緊急時に配布する際の、職員、医師、薬剤師等の具体的な配置計画（「場所ごとの担当者名や医師名等」）をお示してください。
- (6) 事前配布について、県や国に対して、いつどのような要望、協議をしましたか。

【回答】

- (1) 原子力規制委員会が原子力施設の状況や空間放射線量率等を勘案し、避難や一時移転と併せた防護措置として、安定ヨウ素剤の配布・服用の必要性を判断することとされており、国や県を通じて市に配布・服用の指示が伝達されることになっております。
- (2) (1)で回答したとおり原子力規制委員会で安定ヨウ素剤の配布・服用の判断と指示がなされ、市はこの指示を受け、防災行政無線、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ、ラジオなどあらゆる手段を活用して市民へ周知を行うことにしています。
- (3) 国から服用の指示を受けることができない不測の事態においては、佐賀県が国の原子力災害対策指針に沿って、市民の放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐために、判断し対応することになります。
このため、市で服用の判断・指示をすることは考えておりません。
- (4) 原子力災害時における防護措置の基本的な考え方は、重篤な確定的影響を回避するとともに確率的影響のリスクを合理的に達成可能な限り低く保つことです。
UPZ（原子力発電所から概ね5～30km圏内）においては、吸入による内部被ばくのリスクをできる限り低く抑え、避難行動による危険を避けるためにも、まずは屋内退避をとることが基本となっています。
屋内退避により、吸入による内部被ばくを、木造家屋においては四分の一程度、気密性の高いコンクリート建屋のような施設においては二十分の一程度に抑えることができるとされています。
市では、これらの考えに基づいて市民の避難等の防護措置を実施することとしています。

(5) 安定ヨウ素剤の配布に係る市職員の配置は、地域防災計画において衛生班の所掌としており、備蓄している各町公民館等において衛生班の職員や各町公民館の職員等に対応することとしております。

なお、緊急時においては、緊急配布場所すべてに医療関係者を立ち合わせることは現実的でないことから、医療関係者の立ち会いは前提とせず、市職員での対応を前提としています。

(6) 避難時に受け取りが困難な方への安定ヨウ素剤の事前配布については、県と昨年末から情報交換を行い、本年10月より実施に向けた協議を行っております。